

『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』

作成日：平成 30 年 5 月 1 日

事業所名：ぴーすの児童デイびころ

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導 訓練室・相談スペース等の 確保	法令に遵守したスペースを確保しています。 指導訓練室は1ルームであることから、長時間活動の際は会館や 体育館、法人所有の交流室なども活用をしています。 相談室は必要に応じ、法人所有の相談室を活用しています。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリー ダーの配置の有無	法令で必要とされる人員数より1名以上多く（3名以上の）指導 員を配置しています。また合わせて、保育士・児童指導員等の有 資格者を、常に2名以上のいる人員配置となっています。 H28年度に実施した『利用者アンケート』では「どんな指導員が いるのか、わからない」という回答が目立ったため、H29年度は 法人が発行している『利用者ニュース』で、スタッフの自己紹介 を掲載しました。今後もこの取組みは継続する予定です。今回の 自己評価のため実施した『利用者アンケート』では、指導員につ いて（特に態度・マナー）は「満足度95%」という高い評価をい ただきました。今後も期待を裏切らないよう精進します。 ----- あい・さかいサポートリーダー1名を配置しています。（該当スタ ッフはH30年度より、児童発達支援管理責任者として配置してい ます）
	③送迎体制・添乗員の確保	学校・自宅への送迎を実施しています。 事前にルートを設定し、保護者等へ時間をお知らせしています。 安全を最優先に考えた上で、利用児の乗車時間が長くならないよ う、ルートなどを工夫しています。 運転手・添乗員は男女の組合せで行うなど、同性介助となるよう 工夫しています。
	④合理的配慮の視点に基 づく環境整備	1ルームなので、プログラムや個々の状態に応じて、机や椅子を 出し入れしています。またスキルに合わせたコミュニケーション 支援ツールや、クールダウンが必要な子のためのスペースを用意 しています。
	⑤職員の健康診断の実施	毎年11月に、全職員が健康診断を受けています。 結果に合わせ、健診後の状態確認を行っています。

2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	平成 30 年 1 月にアンケートを配布、2 月に集計、平成 30 年 3 月に職員による分析・話し合いを行いました。 年度が変わってからは、新スタッフでの「自己評価の共有・引き継ぎ」を行い、5月の『利用者ニュース』で中間報告を行います。自己評価結果の公表は、法人ブログを通じて、H29 年 5 月末に行います。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	法人職員全員が受講する研修を年 2 回実施し、虐待防止・安全対策・個人情報保護等の研修を行っています。 それを含め、指導員は全員、年 4～6 回の研修を受講しています。研修は法人が「その人に必要なスキル・資格」に合わせ、内部研修・外部研修を組み合わせて指定しています。 ---- 当事業所を運営する法人は、障害児通所支援事業者育成事業の実施を受託しました。今後は堺市担当課と相談をしながら、他の(同事業)受託法人とともに、質の向上につとめてまいります。
3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による放課後等デイサービス計画の作成(アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付)	支援計画は、契約開始時に保護者からの聞き取りを行い、開始当初の計画を作成します。その後、1～2 カ月間の利用時の様子の観察をした後、関わるスタッフが参加して「計画内容をステップアップさせる検討」を行い、計画を修正。新たな目標や支援方法を保護者に再度説明をして了承をいただきます。確定した計画書は交付をしています。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	6 カ月未満でモニタリングを行っています。 モニタリングでは、管理責任者だけでなく関わるスタッフも参加して、「評価時期の様子」や「目標の達成度」の確認と「今後の手立て」などを検討・決定します。 具体的には、次の 4 つになります。 ① 目標に近づいている →計画継続 ② 目標を達成した →新しいニーズに合わせ、計画作成 ③ うまく実践できていない →アセスメントのやりなおし ④ 違う問題が出てきた →問題の分析・支援方法の検討
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	プログラムの『基本の内容』は全員共通で設定しており、その実施に伴い必要な『個別の支援』を行っています。 平日のプログラムは(主に小学生・中学生が利用)、生活力を育成する放課後活動として『学習、アート、家事練習、散歩、買い物』などを行っています。また長期休暇には「友だちと楽しむ」をテーマに、遠足や調理などの特別プログラムを行います。 土曜のプログラムは、豊かな人生につながる『余暇・趣味』のス

		<p>キルを育成する活動として『スポーツ、アート、音楽、調理』を行っています。</p> <p>どの活動も、基本プログラムを実践するにあたり、一人ひとりの好みや意欲を大切にしながら具体的な準備を行い、また個々の特性や能力に合わせた支援グッズを用意するなどの工夫を行っています。</p>
	⑤ ミーティング等の実施	<p>日々、開始前の「当日のスタッフ全員による打合せ」、終了後の「常勤職員による振り返り」を行っています。</p> <p>月に一回の担当スタッフ全員参加の会議を実施しています。</p> <p>また困難な対応などについて、法人内よりスーパーバイズを受けて問題の分析や支援方法の検討を行うなど、法人内人材を幅広く活用できるように工夫をしています。</p>
	⑥ 支援内容の記録	<p>日々『連絡シート』を使い、保護者へ報告しています。</p> <p>また、その内容を含めた「一人ひとりの様子、行った活動」などを毎日データ入力して管理しています。ヒヤリハットもできるだけ多く記録するように心がけています。</p>
4 関係 機関 との 連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	<p>相談支援事業所から依頼の担当者会議には、必ず参加しています。</p> <p>参加は、管理責任者や当該児を最もよく知るスタッフが『ケース記録』を持参し、参加しています。</p> <p>保護者より受けた相談内容が「相談支援事業所に関する内容」である時は、保護者の了解の元、相談支援事業所につなぐように心がけています。</p>
	②学校との連携	<p>保護者より『学校の個別の支援計画』をコピーさせていただき、支援に活用しています。</p> <p>学校から依頼のあるケースカンファには必ず参加しています。</p>
	③他の放課後等デイサービス事業所や障害福祉サービス事業所との連携	<p>サービス担当者会議などで情報共有できている事業所とは、必要に応じ連絡をとり、互いに情報提供や収集ができるよう協力しあっています。</p>
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医等との連携・連絡体制	<p>当事業所の対象とする障害の種類に、医療的ケア児は含まれておりません。</p>

	<p>⑤学校を卒業する際の就労移行支援（引継ぎ等）、就学前施設との連携（情報共有・引継ぎ等</p>	<p>高校3年生の利用児には、卒業前に『最終のモニタリング表』を作成し、保護者にお渡ししています。ご希望があれば、卒業後にケースカンファレンスへ参加するなど対応しています。</p> <p>就学前施設との連携は、保護者もしくは施設からの要望があれば、対応いたします。</p>
	<p>⑥「あい・ふぁいる」の活用</p>	<p>法人内の別事業が『あい・ふぁいる活用セミナー』を年間通じて開催しています。平成29年度は、そのセミナーを積極的に利用し、『あい・ふぁいる』の活用を当事業所でも進めることとしました。具体的には、指導員と保護者がいっしょにセミナー受講しました。この取組は今後も継続する予定です。</p>
5 保護者への説明責任等	<p>①運営規定、支援内容、利用者負担の説明</p>	<p>契約時に、重要事項説明書を用い、「事業所の方針、支援の内容、個人情報の取り扱い」などをはじめ、「利用者負担」「送迎」のこと、保護者への日々の報告をする『連絡シート』ことなどを説明しています。</p> <p>運営規程が変更になった場合は、その内容を重要事項説明書に反映し、説明をしています。</p>
	<p>②保護者からの相談への適切な対応、必要な助言</p>	<p>保護者が気軽に相談できるよう『連絡シート、電話、メール、送迎時の会話』などで、常に聞き取る体制をとっています。平成29年度からはスマホの活用を開始し、ラインを開始しました。</p> <p>相談人員は当該事業所内にとどまらず、相談内容によっては法人内の別事業につなぐなどで、保護者の悩みが解消するよう、対応しています。</p>
	<p>③会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信</p>	<p>月に1回、法人発行の『ぴーすの児童デイ 利用者プリント』を発行しています。長期休暇前には、ぴこ専用『活動予定表』を作成し、配布しています。活動のようすは、保護者の承認を得た上で、法人のFacebookにアップしています。</p>
	<p>④日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告</p>	<p>保護者への日々の連絡・報告は『連絡シート』を使って行っています。『連絡シート』には「本日の様子、スケジュール、学習内容、おやつ（昼食）の内容、おこづかい用途」を報告する様式になっています。また保護者からの「体調・持ち物・伝えたいこと」を記入する欄もあります。</p> <p>また面談時には、スマホで撮影した写真などをご覧いただいたり、Facebookにアップされた写真を希望する方には、ラインにて画像をお送りしています。</p>

	<p>⑤おやつ代等実費徴収している費用にかかる領収書の発行、精算報告</p>	<p>毎月20日に『前月分の請求書』を発行し、明細書とともに保護者へお渡ししています。同時に、徴収や入金を確認済の『領収書』や『代理受領のお知らせ』もお渡ししています。</p>
	<p>⑥身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載</p>	<p>「身体拘束の原則禁止」の方針を全職員に周知するとともに、やむを得ず行うことが認められる場合の「基本：緊急性、切迫性、非代替性、一時性」の確認や「対応、保護者説明等の手続き」を全職員研修にて説明しています。</p> <p>また、身体拘束には何より「予防」が重要であると考え、保護者とともに適切な予防策（本人の自己統制力を伸ばす支援含む）を話し合い、支援計画に活かしています。</p>
6 非常時の対応	<p>①緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルの整備と職員への周知</p>	<p>安全に関する各種マニュアルを策定し、毎年、職員全員が内容の確認を行っています。ピーク時には緊急時に全事業で『同じ対応』ができるよう『連絡・指示などの独自の仕組み』を作っています。</p> <p>その基本姿勢は「子どものいる現場は、子どもの安全確保を優先」「現状把握・連絡・指示などは事務所で一括管理～必要に応じヘルプを送り込む」というもの。それを従業者に周知するため、年一回職員全員参加の研修を行っています。</p> <p>今回の利用者評価では「緊急時の対応を保護者に周知している」について、50%以上の方が不満足でした。これを平成30年度の課題として、保護者にもわかりやすくなるよう工夫を検討してまいります。</p>
	<p>②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施</p>	<p>非常災害発生時の避難について、年2回の避難訓練を行っています。訓練は都度「発生状況」を具体的に仮定し、避難計画を作成した上で、利用児といっしょに行っています。</p> <p>利用者評価では災害についても「わからない」という回答が多くみられましたので、上記「緊急時の対応」と同様に、平成30年度の課題として、保護者にもわかりやすくなるよう工夫を検討してまいります。</p>
	<p>③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有</p>	<p>職員は全員「小さなこともヒヤリハット報告をあげる」ことを意識し、日々の記録にあげています。その内容はすべて事業所内職員・管理責任者で日常的に振り返り、原因を分析して日々の支援に活かしています。事故についても上と同様の流れで、日常的な振り返り・原因の分析を行っており、速やかに再発防止策を決めて法人統括者の元に報告がされています。</p> <p>ヒヤリハットも事故も、月に一回の担当スタッフ全員参加の会議にて情報共有しています。</p>

7 そ の 他	① 地域との交流	びーすの児童デイの共通方針の1つが『地域に交わる力を育てる』です。具体的には、実際の町の中を「移動」「買い物」「外食」などとして、必要なマナーやルールの獲得を支援しています。その活動の中で様々な地域の方たちと自然に交流が深まっています。
------------------	----------	--